

佐賀県立虹の松原学園処務規程（昭和32年佐賀県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 佐賀県立虹の松原学園組織規則（昭和32年佐賀県規則第78号） 第2条第3項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、園の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第2条 園長不在のときは、<u>総務課長</u>がその職務を代行する。</p> <p>2 前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、園長の後閲を受けなければならない。</p> <p>(園長の専決事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 課長は、園長が専決することができる事務のうち、園長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 <u>副園長は、園長を補佐し、園に関する事務を整理する。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 佐賀県立虹の松原学園組織規則（昭和32年佐賀県規則第78号） 第2条第4項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、園の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第2条 園長不在のときは、<u>副園長</u>がその職務を代行する。</p> <p>2 <u>園長及び副園長がともに不在のときは、園長が指定する職員が所長の職務を代行する。</u></p> <p>3 前2項の規定により代行した事項について、<u>必要があると認められるものは、速やかに、園長の後閲を受けなければならない。</u></p> <p>(園長等の専決事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>副園長及び課長は、園長が専決することができる事務のうち、園長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。